

斜里町部活動地域移行推進計画

令和 7 年 3 月版

斜里町教育委員会

1 はじめに

少子化や教員の長時間労働などの課題の深刻化を背景に部活動の地域移行が進められる中、斜里町では国の「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」及び「北海道部活動地域移行に関する推進計画」を踏まえながら令和5～7年度を改革推進期間として取り組みを進めています。

令和6年12月の「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」では、令和8年度以降の方向性について検討が行われ、令和8年度から令和13年度までを改革実行期間とする方向性が打ち出され、併せて、地域の力を活用した子ども達の多様な学びの機会を確保するという趣旨から「部活動の地域移行」は「部活動の地域展開」へと名称を変更する案が示されるなど、自治体では地域を受け皿とした子どもたちの活動の場を計画的に着実に整備することが求められています。

長い歴史を持ち、子どもたちの活動を支えてきた部活動を全て地域に委ねることは容易ではありませんが、「今の、そして未来の子どもたちの豊かな活動機会の確保」のため、町では地域の理解と協力を得ながら新しい持続可能な活動の在り方を検討していきます。

本計画は背景となる国・北海道の動きを踏まえながら、斜里町の進む方向性を明らかにするため策定します。

2 国の動向

全国的に少子化が進む中、これまで生徒の自主的で多様な学びの場であった学校部活動の継承が困難となり、将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむ機会を確保するため、国、都道府県、市町村においても部活動改革に取り組むこととされています。以下のとおり、スポーツ庁や文化庁から部活動の運営の適正化に向けた改善方策や、地域との連携・協働、地域移行の方向性が示されています。

○新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について (平成29年中央教育審議会中間まとめ)	部活動については、学校の業務として行う場合であっても、必ずしも教師が担わなければならない業務ではない。
○運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン及び文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン (平成30年スポーツ庁・文化庁)	学校と地域が協働・融合した形で地域におけるスポーツ・芸術文化等の活動のための環境整備を整える。
○新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について (平成31年中央教育審議会答申)	地域で部活動に代わり得る質の高い活動の機会を確保できる十分な体制を整える取組を進め、環境を整えた上で、将来的には、部活動を学校単位から地域単位の取組にし、学校以外が担うことも積極的に進めるべき。

○公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議 (令和元年衆議院・参議院)	部活動を学校単位から地域単位への取組とし、学校以外の主体が担うことについて検討を行い、早期に実現すること。
○学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について (令和2年文部科学省)	令和5年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行を図るとともに、休日の部活動の指導を望まない教師が休日の部活動に従事しないこととする。
○運動部活動の地域移行に関する検討会議提言及び文化部活動の地域移行に関する検討会議提言 (いずれも令和4年)	休日の部活動の地域移行を達成する目標時期については令和5年度の休日の部活動の段階的な地域移行から3年後の令和7年度を目途とする。※1
○学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン (令和4年スポーツ庁・文化庁)	学校部活動の地域移行は、「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下で、生徒の望ましい成長を保障できるよう、地域の持続可能で多様な環境の一体的な整備により、地域の実情に応じスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消することを目指すもの。 休日における学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行は、令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間と位置付けて支援。 ※2

学習指導要領における部活動の位置づけ（平成29年改訂）	「部活動は、生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであり、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養に資するものであり、学校教育の一環として教育課程との関連が図られるように留意すること」として、学習指導要領に位置付けられた活動である。
学習指導要領解説における部活動の位置づけ（令和6年12月改訂）	「部活動は教育課程外の活動であり、その設置・運営は法令上の義務として実施されるものではないことから学校の判断により実施しないこともあり、また、全ての生徒が一律に加入しなければならないものではなく、生徒の自主的・自発的な参加により行われることにも留意すること」 「地域クラブ活動は、学校外の活動ではあるものの、集団の中で切磋琢磨することや、学校の授業とは違った場所で生徒が活躍することなど、生徒の望ましい成長を保障していく観点から、教育的意義を継承・発展させつつ、地域での多様な体験や様々な世代との豊かな交流等を通じた学びなど新しい価値が創出されるよう、学校・家庭・地域の相互の連携・協働の下、スポーツ・文化芸術活動による教育的機能を一層高めていくことが重要」 「学校と地域クラブ活動の運営団体・実施主体との間で、活動方針や活動状況、スケジュール等の共通理解を図り、学校を含めた地域全体で生徒の望ましい成長を保障することが必要である。（略）異なる者が生徒の指導に当たる場合には、指導の一貫性を確保する観点から（略）緊密な連携を図ることが必要」 「生徒が興味関心に応じて自分にふさわしい活動を選べる

	ようにするため、学校において設置者等と連携しながら、地域で実施されているスポーツ・文化芸術活動の内容等を生徒や保護者に周知すること」等追記されました。
--	--

※1

【改革の方向性】

- まずは、休日の運動部活動から段階的に地域移行していくことを基本とする。
- 目標時期：令和5年度の開始から3年後の令和7年度末を目途
(合意形成や条件整備等のため更に時間を要する場合にも、地域の実情等に応じ可能な限り早期の実現を目指す。)
- 平日の運動部活動の地域移行は、できるところから取り組むことが考えられ、地域の実情に応じた休日の地域移行の進捗状況等を検証し、更なる改革を推進
- 地域におけるスポーツ機会の確保、生徒の多様なニーズに合った活動機会の充実等にも着実に取り組む
- 地域のスポーツ団体等と学校との連携・協働の推進

※2

【移行に向けた環境整備】

「令和5年度から令和7年度までを改革推進期間として、地域連携・地域移行に取り組みつつ、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指す」としている。

3 北海道における方向性

学校の部活動では支えきれなくなっている中学生等のスポーツ・文化芸術環境について、今後は学校単位から地域単位での活動に積極的に変えていくことにより、少子化の中で学校規模が縮小し、部活動の維持が困難になる中でも、将来にわたり北海道の子どもたちがスポーツや文化芸術に継続して親しむことができるよう環境を整備する必要があります。このことは学校における働き方改革を推進し、学校教育の質の向上にもつながるものです。

公立中学校等を対象として、まずは、休日の部活動から段階的に地域移行することを基本として、休日における部活動の地域クラブ活動への移行については、国のガイドラインで改革推進期間と位置付けている令和5年度から令和7年度までの3年間において取組を重点的に行い、地域の実情等に応じて可能な限り早期の実現を目指すこととしています。

なお、平日における地域移行については、地域の実情に応じた休日における取組の進捗状況を検証し、さらなる検討をすることが必要としています。

4 斜里町の部活動を取りまく現状

(1) 斜里町の部活動の現状

斜里町では、以下の小学校、中学校、義務教育学校において部活動が実施されています。また、部活動にない競技種目についても少年団等に参加し活動している実態があります。

[斜里町立学校の部活動設置状況と在籍数（令和6年5月現在）]

※下線は合同チーム

学年 種目	斜里中				ウトロ学校（後期）				中学・後期合計				斜里小				
	1	2	3	計	7	8	9	計	1 7	2 8	3 9	計	3	4	5	6	計
野球	<u>5</u>	<u>5</u>	<u>3</u>	<u>13</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>0</u>	<u>2</u>	<u>6</u>	<u>6</u>	<u>3</u>	<u>15</u>	-	-	-	-	-
サッカー	7	0	14	21	-	-	-	-	7	0	14	21	-	-	-	-	-
陸上	8	7	10	25	3	3	1	7	11	10	11	32	-	-	-	-	-
バレー （男）	8	4	3	15	-	-	-	-	8	4	3	15	-	-	-	-	-
バレー （女）	9	6	3	18	-	-	-	-	9	6	3	18	-	-	-	-	-
バスケ （男）	3	4	2	9	-	-	-	-	3	4	2	9	-	-	-	-	-
バスケ （女）	3	2	2	7	-	-	-	-	3	2	2	7	-	-	-	-	-
卓球	3	6	7	16	-	-	-	-	3	6	7	16	-	-	-	-	-
バドミ ントン	19	8	5	32	0	1	5	6	19	9	10	38	-	-	-	-	-
吹奏楽	10	9	9	28	-	-	-	-	10	9	9	28	4	8	9	12	33
美術部	-	8	5	13	-	-	-	-	-	8	5	13	-	-	-	-	-
文化部	-	-	-	-	1	5	3	9	1	5	3	9	-	-	-	-	-
合計	75	59	63	197	5	10	9	24	80	69	72	221	4	8	9	12	33
全生徒 在籍数	94	72	78	244	6	11	9	26	100	83	104	270					
入部率	79.8	81.9	80.8	80.7	83.3	90.9	100	92.3	80	83.1	69.2	81.9					

[斜里町立学校の部活動指導者の状況（令和6年5月現在）]

学 校 名	競技・種目	顧問数	競技等経験有の教員 がいる場合「●」	外部コ ーチ数	活動 場所	活動曜日
斜 里 中	野球	1	●	1	自校	火・木・金・土
	サッカー	2	●	1	自校	火・木・金・土
	陸上	2		1	自校	火・木・金・土
	バレー（男）	1		5	自校・ 斜里小	火・木・金・水・日
	バレー（女）	1				
	バスケ（男）	1			自校	火・木・金・土
	バスケ（女）	1	●		自校	火・木・金・土
	卓球	1	●	2	自校	火・木・金・土
	バドミントン	2		3	自校	火・木・金・土
	吹奏楽	2	●		自校	火・木・金・土

	美術部	1			自校	火・木・金
ウトロ学校	陸上部	4			自校	月・火・木・金・土
	バドミントン部	4	●		自校	月・火・木・金・土
	野球部	1			斜里中	月・火・木・金・土
	文化部	4	●		自校	月・火・木・金
斜里小	ジュニアバンド (吹奏楽)	2	●		自校	平日4日・土

[地域活動団体（少年団）の中体連大会参加状況（令和5年度実績）]

令和5年度から中体連主催大会の「全国中学校体育大会」並びに北海道中学校体育連盟が主催する「北海道中学校体育大会」の予選会については、学校単位だけでなく出場を希望する地域クラブ活動についても、条件を満たしている場合に参加が認められるようになりました。

斜里町では下記の団体が町に申請を行い、町の承認を得て地域クラブとして大会へ出場しています。

○斜里無心道場 6名

- ・大会名「第52回オホーツク中学校剣道大会」(R5.7.8)
- ・大会名「第44回北海道中学校剣道大会」(R5.7.29～7.30)

○斜里水泳スポーツ少年団 3名

- ・大会名「第44回北海道中学校水泳大会」(R5.7.21～7.23)

(2) 教員の時間外在校等時間の現状

斜里町教育委員会では、平成31年3月に「斜里町立学校における働き方改革アクション・プラン」を策定し、これまで必要な見直しを行い、教員の在校時間の縮減に向けた取組を進めています。

時間外在校時間の削減目標は、「教育職員の在校時間から所定の勤務時間等を減じた時間を1か月で45時間以内、1年間で360時間以内」としていますが、現状では目標の達成には至っていません。

特に中学校・後期課程教員の時間外勤務は、部活動指導が大きく影響していると言われており、学校の教育環境改善についても考慮すべき視点といえます。

[町立学校教員（中学校・後期課程）の1月あたりの時間外在校等時間の割合（令和4年度・令和5年度）]

区分	年度	① 45時間以下	② 45超～80時間以下	③ 80時間超～100時間以下	④ 100時間超
中学校・後期課程	令和4年度	56.3%	34.1%	4.3%	5.3%
	令和5年度	55.1%	32.1%	4.8%	8.1%

[町立学校教員（中学校・後期課程）の時間外在校等時間360時間以内の割合（令和5年度）]

	年360時間以内の割合
中学校・後期課程	26.5%

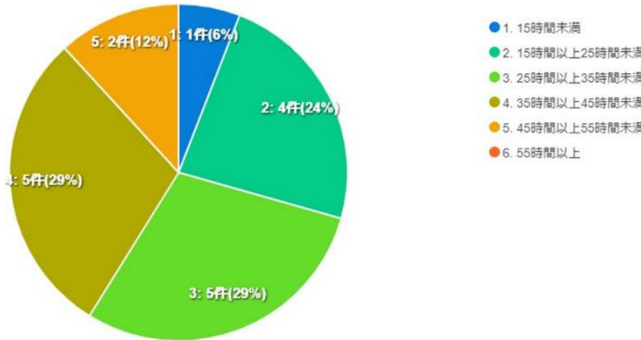
[令和6年度放課後や休日のスポーツ・文化・芸術活動についてのアンケート（教職員）]

○問11：どのようなことに負担を感じていますか。（部活動顧問、副顧問への質問）

※複数回答

校務が忙しくて指導ができない	教材研究の妨げとなっている	保護者の期待が高すぎる	専門的な指導ができない	休日に休めない	時間外業務が増えている
63%	74%	42%	68%	84%	89%

○問12：部活動を担当することにより、月平均（平日）で何時間程度の時間外勤務が生じていますか。（部活動顧問、副顧問への質問）



5 斜里町の部活動の課題

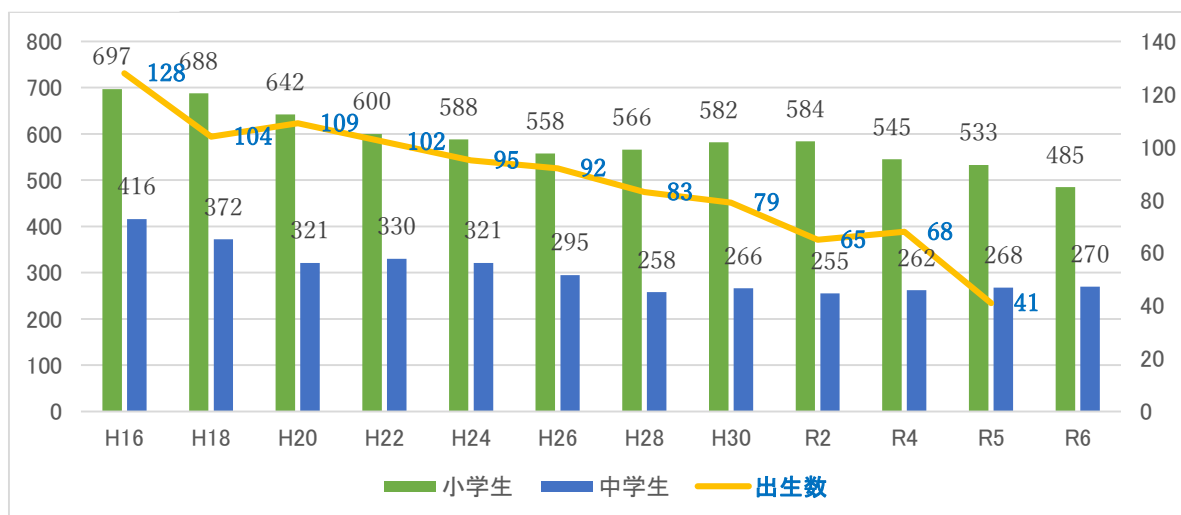
部活動の地域移行が進められる大きな理由は、全国的に進む少子化です。

斜里町においても現時点では多くの種目の部活動が存続していますが、一部団体競技についてはチームを組織することが難しい状況もあり、今後、その傾向は一層進行することが予想されます。

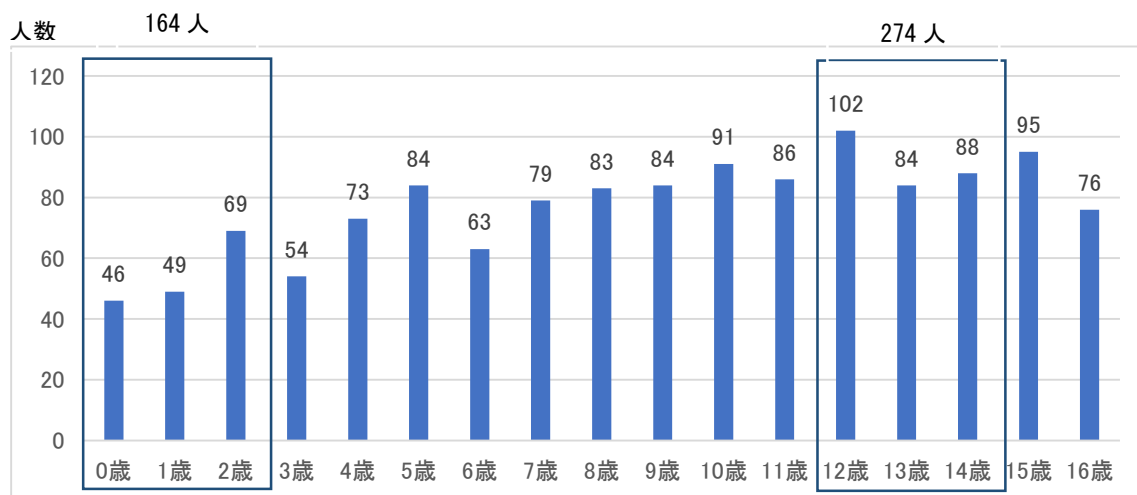
[斜里町における児童生徒数と出生数の推移(H16～R6) (各年5月1日現在)]

児童生徒人数

出生人数



[斜里町の子どもの年齢別人数 (令和6年3月31日現在)]



また、少子化に伴う学校規模の縮小により、町立学校に配置される教職員数も減少し、複数顧問を維持するためには種目の整理が必要です。アンケートでは、指導経験の無い種目を指導しなければならないことで生徒のニーズに応えられないという教員の声も多く見受けられました。

6 斜里町の部活動の地域移行に向けた具体的取組み

(1) 地域団体への説明(令和4年度～)

国のガイドラインや道の推進計画に基づき、令和4年度から地域のスポーツ団体等に部活動の地域移行に関する国全体の方向性の説明を行いました。

○対象団体：斜里町スポーツ協会、斜里町スポーツ少年団、スポーツ推進審議会、斜里中学校教員、斜里町文化連盟

※以下「地域団体」とは、斜里町スポーツ協会、斜里町スポーツ少年団、スポーツ推進審議会、斜里町文化連盟及び所属の団体、その他斜里町内でスポーツ・文化芸術活動を行っている団体やグループ等のことを言います。

(2) 「地域活動団体」の承認(令和5年度～)

令和5年度から、中体連主催大会に少年団などが地域活動団体として参加できるようになったことから(教員の引率は必要ない)、競技種類の必要性に応じ、団体からの申請に基づき、町教委が地域活動団体を承認する仕組みを作りました。

また、中体連等が主催する大会への参加費用(交通費・宿泊費・食事代・参加料・引率者旅費等)の負担について、部活動として教職員が引率した場合に準じ助成を行うよう制度運用を図りました。〔「斜里町立学校体育文化振興助成規程」の特例的準用〕

(3) 部活動地域移行検討協議会(令和6年度～)

斜里町では令和6年7月、部活動の地域移行に関する課題を検討するため、「部活動地域移行検討協議会」を設置し、年度内3回の会議開催、先進地視察を1回実施しました。

〔部活動地域移行検討協議会構成内訳(団体名は委員の所属団体)〕

斜里町スポーツ協会・斜里町文化連盟・斜里町スポーツ推進審議会・スポーツ推進委員会・斜里町社会教育委員・斜里町スポーツ少年団本部会・斜里町PTA連合会・知床ウトロ学校PTA・斜里中学校運営協議会・斜里中学校
※事務局：斜里町教育委員会 学校教育課・公民館

〔概要〕

①第1回会議 令和6年7月11日／出席委員：9名

議題：これまでの経過と町の取組み状況について

町立部活動の現状について

地域移行に関するアンケート調査実施予定について

②先進地視察 令和6年9月12日 紋別市／出席委員3名

③第2回会議 令和6年10月31日／出席委員8名

議題：地域移行に関するアンケート調査結果について

他自治体の事例共有について

今後の部活動地域移行に向けた方針について

「斜里町部活動地域移行推進計画（素案）」

④第3回 令和7年3月27日／出席委員8名

議題：「みんなで考える部活動の地域展開 町民講演会」の開催結果について

部活動地域移行推進計画（令和7年3月版）について

部活動地域移行・地域展開への意見交換

（４） アンケートの実施（令和6年度）

斜里町の部活動の地域移行の検討資料とすることを目的に、関係する児童生徒・保護者・教職員に対しアンケートを実施し、現在のクラブや部活動に関する意識や実態を把握しました。

〔調査対象〕

※以下5区分で実施

①小学校・義務教育学校（4・5・6年生）児童

②中学校（1・2年生）・義務教育学校（7・8年生）生徒

③小学校・義務教育学校（4・5・6年生）保護者

④中学校（1・2年生）・義務教育学校（7・8年生）保護者

⑤中学校・義務教育学校後期課程 教職員

〔調査期間〕

上記③・④・⑤…令和6年7月26日～8月10日

上記①・② …令和6年夏季休暇終了後～8月30日

〔回答率〕

対象区分	①小学校・義務教育学校の4・5・6年生児童	②中学校1・2年生、義務教育学校7・8年生生徒	左記①児童の保護者	左記②生徒の保護者	教職員	合 計
回答率	86.9%	86.3%	44.7%	57.5%	59.8%	68.3%

- ・令和6年度に実施した地域移行に関するアンケートでは、部活動に期待することの多数意見は、小学生、中学生の両保護者ともに「活動を楽しむこと」「努力することの大切さを学ぶこと」となっています。部活動の加入生徒は8割を超え、活動時間を考慮すると、子ども達の生活の多くを占める活動と学びの場であると言えます。
- ・一方で、少子化や教職員数の減等からも、従来からの「学校での部活動」の継続は難しい実態が顕在化してきており、「将来的な見通しを持った部活動の在り方」に認識を切り替えていかなければならない時期にきています。

- ・斜里町では学校部活動以外でもスポーツ少年団等の多くの団体がボランティアで子ども達の指導を担い、部活動に対しても外部指導者として複数の町民が関わっています。しかし、そうした献身的な熱意で成り立っている活動に頼るだけでは、そのような人材が枯渇した場合、活動停止を余儀なくされることは明らかであり、持続可能な部活動の受け皿を担える体制の構築が求められます。

（５）町民向け講演会の開催

〔概要〕

「みんなで考える部活動の地域展開 町民向け講演会」

- ・日時 令和 7 年 2 月 26 日 18:30～20:10
- ・場所 ゆめホール知床公民館ホール
- ・講師 リーフラス株式会社 ソーシャルアクション統括本部
北海道支社副支社長 田中 陽介 氏
- ・参加者 来場者：一般 21 名・町職員 11 名、オンライン 18 名（最大同時視聴者数）
計 50 名

7 計画の推進期間

部活動の地域移行の改革推進期間は令和 5 年度から令和 7 年度末までの 3 年間ですが、方針の決定や体制づくりにはさらに時間を要すると考えられることから、本計画の推進期間は令和 6 年度から令和 10 年度までの 5 年間とします。

8 部活動の地域移行に向けた今後の方針

（１）地域移行の方針

- 地域の子ども達将来にわたりスポーツや文化・芸術に継続して親しむことができるよう子ども達を中心に置いた取組とします。
- 令和 5 年度から 7 年度末までを目標に地域移行推進期間と設定し、関係団体への説明や意向調査を行いながら、まずは休日の活動について、地域での活動が可能な種目から、随時移行を進めます。移行を進める際には、関係者の意見を考慮しながら部活動（種目）ごとに無理のない日程で進めます。体制が確保できない種目は、継続して地域移行への検討を進める一方で、学校としては、学校部活動として継続または、今後の状況を踏まえた部の改廃に関する検討を行うこととします。
- 将来的な体制は「民間の地域クラブへの委託」を目標とし、そこに至るまでの間に「部活動の民間委託」等も視野に検討します。地域クラブや民間委託の部活動（以下「地域クラブ等」という。）の場合は、地域クラブ等が運営や会計等を担う体制を確保します。
- 指導者の確保については、地域クラブ等が主となり地域団体や個人、教員へ協力を呼びかけ、登録制度や研修により子ども達が安心して活動できる指導体制づくりを進めます。

○地域クラブ等の活動は、社会教育活動の一つとして、勝利至上主義に傾倒せず、子ども達がスポーツや文化・芸術活動を通じ地域や社会と関わりながら成長できる場となることを重視するとともに、子ども達の活動の目的は様々なため、地域の実情に応じながら子ども達が挑戦できる環境を整えます。

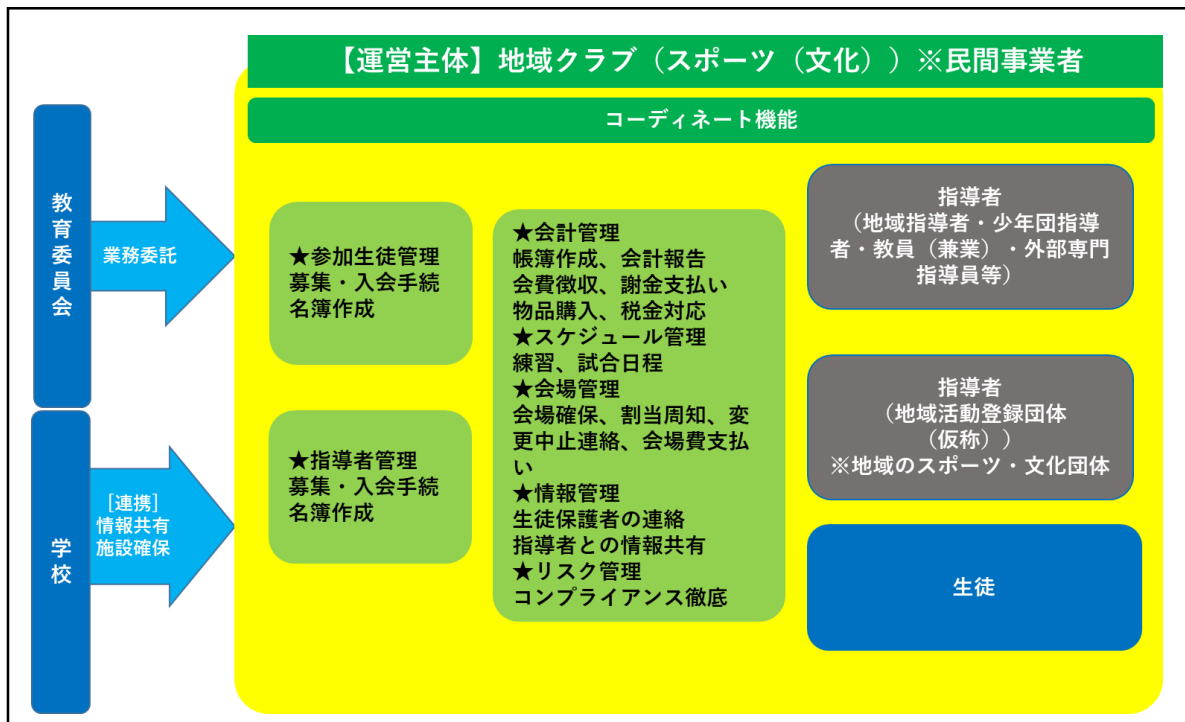
○子ども達の活動環境は、地域で一体的に整備することとし、将来的に、児童生徒から一般の地域住民を包括したスポーツ・文化芸術活動の活性化に資することを目指します。

(2) 移行後のイメージ（検討案）

民間の地域クラブ等へ移行を視野にいれながら、国や北海道の取り組み、地域の実情を勘案しながら柔軟に検討します。

方法やスケジュールについては以下の案を提示します。

〔部活動地域移行 最終イメージ（地域クラブ移行の場合（案））〕



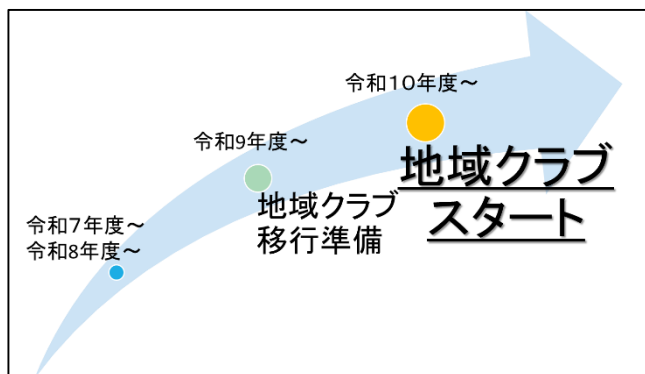
(3) 地域移行のスケジュール(案)

【部活動地域移行ロードマップ案（令和9年度から地域クラブへ委託（令和9年度準備業務・令和10年運營業務委託））】

○まずは、休日の部活動の地域移行をできるだけ実現することとし、地域団体の中で協力可能な団体から移行を進める。（令和7年度末を目途）

○平行して、休日・平日について地域クラブの民間委託を進め、可能な限り早期に実現する。

- ・令和7年度から8年度に委託先
検討・基本構想策定
 - ・令和9年度以降、地域クラブと
して委託(令和9年度準備業務・
令和10年度運営業務)
- ※次ページ参照



(4) 令和7年度の予定

①地域人材・団体との連携、人材の確保の取組み	・地域団体への説明・実態把握 ・補助・人材確保に係る制度検討・整備 ・地域移行協力団体（仮称）制度検討・整備 ・社会教育施設における活動の充実
②地域クラブ化に向けた取組み	・R7 は委託先について情報収集・研究
③具体的方針の整理	・「休日」における部活動地域移行の方針決定 ・「斜里町部活動地域移行推進計画」の改訂（令和7年度版）
④継続的な取組み	・部活動地域移行検討協議会における協議 ・学校との連携 ・情報発信

地域移行に向けたロードマップ

